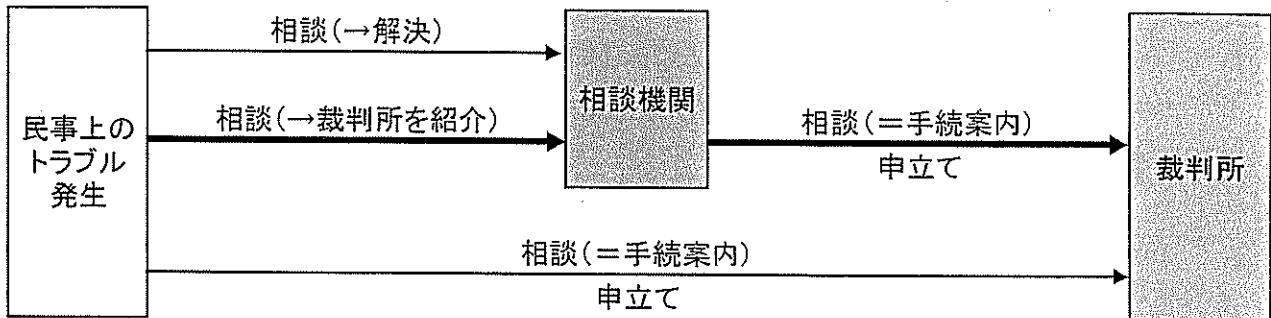


(テーマ)裁判所へのアクセスについて－関係機関との連携の在り方－

1 民事上のトラブル発生後の相談ルート



2 紛争類型, 相談機関, 裁判所の手続の例

紛争類型の例	相談機関の例	裁判所の手続の例
◎貸金(お金を貸したが, 返してくれない。)	◇弁護士(弁護士会) ◇司法書士(司法書士会) ◇警察 ◇消費生活センター ◇法テラス	◆訴訟(通常訴訟, 少額訴訟=60万円以下の金銭請求) ◆調停(→話し合いで解決する手続) ◆支払督促(→金銭請求で書面審査のみの手続, 相手方の異議があれば訴訟に移行)
◎不動産賃貸借(賃料, 敷金返還, 明渡し等)		◆訴訟 ◆調停
◎交通事故の損害賠償(人損, 物損)	◇弁護士, 司法書士 ◇警察 ◇法テラス	◆訴訟 ◆調停
◎消費者問題(欠陥商品, 詐欺商法等)	◇消費生活センター ◇弁護士, 司法書士 ◇警察	◆訴訟
◎労働関係紛争(解雇, 賃金不払等の労使間のトラブル)	◇労働局(労働基準監督署) ◇弁護士	◆訴訟 ◆労働審判 ◆調停
◎配偶者暴力(DV)	◇男女共同参画センター ◇警察 ◇弁護士	◆保護命令
◎多重債務, 破産, 過払金	◇弁護士, 司法書士 ◇法テラス	◆破産・再生 ◆調停(特定調停) ◆訴訟

3 裁判所から関係機関(相談機関)への情報提供の状況

関係機関	協議会等の参加、開催例	研修講師の派遣例	リーフレット等送付(※)
◇弁護士会	(労働局の欄に記載の協議会に参加)	法律事務所事務員研修会 テーマ:民事一般、破産、執行の各手続 講師:主任書記官等	①～⑫
◇司法書士会		司法書士研修会 テーマ:破産、個人再生手続 講師:主任書記官	①～⑫
◇消費生活センター			①～⑫
◇警察	(男女共同参画センターの欄に記載の事務打合せに参加)	県警本部の安全相談業務担当者の研修 テーマ:民事紛争解決手続(調停、支払督促、少額訴訟等) 講師:主任書記官	①～⑩
◇労働局	「個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会」(地裁、簡裁主任書記官が参加。毎年開催。弁護士会、法テラスも参加)		①～⑤、⑧～⑫
◇男女共同参画センター	「DV防止法の運用に関する関係機関との事務打合せ」(裁判所主催、平24.2.10開催。県及び県内4市の担当職員並びに県警担当者が参加)	県内にある女性相談所及び関連機関担当職員の研修 テーマ:保護命令 講師:主任書記官	保護命令申立書(書式)
◇法テラス	(労働局の欄に記載の協議会に参加)		⑪、⑫

※ 「リーフレット等送付」欄の番号の名称は次のとおり(いずれも最高裁判所作成)

【簡易裁判所の手続関係】

- ①「初めて簡易裁判所を利用される方のために」
- ②「ご存じですか？ 簡易裁判所の民事訴訟」
- ③「ご存じですか？ 簡易裁判所の少額訴訟」
- ④「ご存じですか？ 簡易裁判所の支払督促」
- ⑤「ご存じですか？ 簡易裁判所の民事調停」
- ⑥「特定調停の申立てをされる方のために」
- ⑦「特定調停の申立てをされる方のために(事業者用)」

【労働関係】

- ⑧「雇用関係のトラブルを解決したい方のために」
- ⑨「ご存じですか？ 労働審判制度」

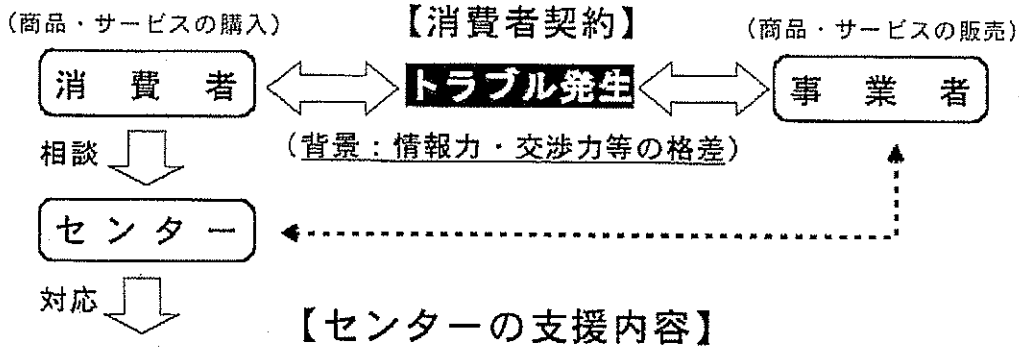
【不動産競売関係】

- ⑩「競売不動産の買受けをされる方のために」

【破産・再生関係】

- ⑪「自己破産の申立てをされる方のために」
- ⑫「再生手続開始の手続をされる方のために(個人債務者用)」

消費者トラブルの主な解決方法



【センターの支援内容】		
消費生活センターの支援	助言	・消費者が自分自身の力でトラブルを解決することができるよう対処方法等をアドバイスして事業者との自主交渉を支援
	あっせん	・当事者間での解決が困難と認められるもので、消費者が希望する場合は、センターが間に入ってトラブルの解決を促進
	他機関紹介	・センターで処理できない事案や他機関において処理されることが適当な事案については、最も適切な関係機関を紹介
	情報提供	・高度な専門知識が必要と認められる事案については、問題解決に向け適切な相談機能を備えた相談窓口の情報を提供
	弁護士会との連携	・法律専門家の知見に基づく検討が必要な困難事案については、弁護士からアドバイスを受けた上で対処方法等を助言 ・集団発生した事案やセンターでの解決が困難な事案については、岡山弁護士会消費者被害救済センターと連携して対応

【他の紛争解決の手段】

裁判所における手続	通常訴訟	・裁判官が、法廷で、双方の言い分を聴いたり、証拠を調べたりして、最終的に判決によって紛争の解決を図る手続。事業者に支払いを命ずる判決が出ても、従わない場合は強制執行手続が必要。[紛争の対象となっている金額が140万円以下は簡易裁判所][140万円を超える場合は地方裁判所]
	少額訴訟	・訴訟のうち1回の期日で審理を終えて判決を言い渡すことを原則とする特別な手続。60万円以下の金銭の支払を求める場合に限り利用。紛争内容が複雑ではなく、証拠の書類や証人をすぐに準備できる場合に適する。[簡易裁判所]
	支払督促	・申立人の申立てに基づいて裁判所書記官が金銭の支払を命ずる制度。書類審査だけで行う迅速な手続であり、確定すると、判決と同様の効力が生じる。ただし、相手方が異議を申し立てると訴訟手続に移行する。[簡易裁判所]
	民事調停	・裁判所の調停委員会(裁判官と2人以上の調停委員で組織)のあっせんにより、紛争を話し合いで適切に解決しようという制度。合意の内容は調停調書に記載され、判決と同様の効力がある。調停が不成立となった場合は、訴訟手続などによりトラブルの解決を図ることになる。[簡易裁判所]
裁判外紛争解決手続	行政ADR	・国民生活センター紛争解決手続 重要消費者紛争を簡易・迅速に解決することを目的とした手続。国民生活センター法を改正して紛争解決委員会を設置
	民間ADR	・金融ADR制度 金融商品取引法を改正して金融分野でのADR制度を導入。金融庁が生命保険協会等を指定紛争解決機関として指定 ・ADR法(裁判外紛争解決手続の利用促進に関する法律) 民間事業者が行う調停・あっせんに関して法務大臣の認証制度が設けられた。(平成24年8月3日現在で116団体を認証)